



島根県報

平成21年2月27日（金）

第2,063号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

公印の印影等	（総 務 課）	2
県営土地改良事業計画の決定	（農 村 整 備 課）	2
保安林の指定（2件）	（森 林 整 備 課）	2
保安林予定森林	（ ” ）	3
島根県入札監視委員会設置要綱の一部改正	（土 木 総 務 課）	4
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	4
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	4

【監査公表】

住民監査請求に係る監査の結果の公表		5
-------------------	--	---

告 示**島根県告示第114号**

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）第10条の規定により、知事印の印影等を次のとおり告示する。

平成21年 2月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

印 影	新調、改刻又は廃止の別	用 途	使用開始又は廃止年月日
	新調		平成21年 2月17日

島根県告示第115号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成21年 2月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
益田地区用排水施設事業（県営基幹水利施設ストックマネジメント事業）計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
益田市役所

島根県告示第116号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年 2月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町卯敷石ノ木谷495から498まで、500から502まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第117号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年 2月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市金城町長田口285、口286

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第118号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 2月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字別府字石畑101-1、1153から1156まで、1156-1、1156-2、字松峰1147から1149まで、1150-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第119号

島根県入札監視委員会設置要綱（平成13年島根県告示第856号）の一部を次のように改正する。

平成21年 2月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2号中「一般競争参加資格」を「一般競争入札に係る参加資格」に改め、同条第3号中「指名競争入札及び随意契約における入札・契約手続」を「入札及び契約の過程」に改める。

附 則

この告示は、平成21年 2月27日から施行する。

島根県告示第120号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年 2月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	平成18年度～20年度	30枚	1冊	西尾⑤地区	平成21年 2月18日
浜田市	平成19年度～20年度	95枚	1冊	宇津井町4地区	平成21年 2月18日
出雲市	平成19年度～20年度	12枚	1冊	原川①地区	平成21年 2月18日
江津市	平成15年度～20年度	27枚	1冊	波子1区	平成21年 2月18日
奥出雲町	平成18年度～20年度	26枚	1冊	亀嵩2	平成21年 2月18日
奥出雲町	平成18年度～20年度	25枚	3冊	横田1	平成21年 2月18日
津和野町	平成18年度～20年度	24枚	1冊	富田二I	平成21年 2月18日
津和野町	平成15年度～20年度	46枚	1冊	商人II-2	平成21年 2月18日

島根県告示第121号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年 2月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 区域の名称 町上（追加）

(2) 土地の表示

平成20年島根県告示第531号で指定した標柱12号と標柱13号を結んだ線、標柱13号と次に掲げる地番の土地に存する標柱14号を結んだ線、標柱14号から標柱18号までを順次に結んだ線及び標柱12号と標柱18号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
大田市大森町字藏泉寺上エ イ1552番5	12号及び13号

” 字藏泉寺宅地 イ1553番	14号及び15号
” 字天満社 ホ191番3	16号
” 字藏泉寺西側 ハ204番	17号
” 字藏泉寺西側 ハ201番	18号

2(1) 区域の名称 東町2

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から4号までを順次に結んだ線及び標柱1号と4号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
益田市東町口2477番2	1号
” 口1092番	2号及び3号
” 口2473番11	4号

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求について監査した結果を同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年 2月27日

島根県監査委員 福 間 賢 造
同 大 屋 俊 弘
同 山 崎 悠 雄
同 山 川 博 司

「馬潟工業団地周辺水路ダイオキシン類対策事業に係る費用に関する知事措置請求」に係る監査結果

1 請求のあった日

平成20年12月22日

2 請求人

松江市 廣江泰子 他9名

3 請求の要旨

(1) 島根県知事は、平成19年12月28日に松江市に馬潟工業団地周辺水路ダイオキシン類対策事業に係る費用（以下「ダイオキシン類対策事業費」という。）16,928,967円を支払った。

上記の支払は、馬潟工業団地周辺水路におけるダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づき定める環境基準を超えるダイオキシン類を含む底質の処理対策に係る費用である。

(2) 馬潟工業団地周辺水路の底質が、環境基準を超えるダイオキシン類を含むものとなった原因は、産業廃棄物処理業者A社を主とする各事業者の法律を無視した悪質な違法行為によるものである。

よって、ダイオキシン類対策事業費については、汚染者負担の原則に基づき、馬潟工業団地周辺水路をダイオキシン汚染した各事業者が責任割合に基づき全額負担すべきであり、税金を支払うのは、違法かつ不当である。

(3) また、当該ダイオキシン類対策事業は不十分で、対策事業直後に、再び、馬潟工業団地周辺水路の底質が、環境基準を超えるダイオキシン類を含んでいることが発覚している。汚染防止対策を欠いた事業に対し、税金を支払うの

は、違法かつ不当である。

- (4) ついては、私人の島根県知事に対し、松江市に違法かつ不当に支払ったダイオキシン類対策事業費の全額を島根県に返還させることを求める。

4 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

当該請求は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、民法、公害防止事業費事業者負担法などの法律、国の通知、過去の判例等についての解釈、適用等を検討しなければならないため、法律の専門家である弁護士も監査委員となる個別外部監査契約に基づく監査によるものがより適正な監査になると考えられるため。

5 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成20年12月22日をもってこれを受理した。

6 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、平成21年1月29日及び2月2日に証拠の追加提出があり、1月29日に請求の要旨を補足する陳述があった。

7 監査の対象

環境生活部環境政策課を監査対象機関とし、本件ダイオキシン類対策事業費の支払が違法又は不当な公金の支出に当たるとどうかを監査対象事項とした。

8 監査の実施結果

(1) 国におけるダイオキシン類対策の動向について

① 水底の底質に係るダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策については、平成12年1月に、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「特別措置法」という。）が施行されるとともに、同法第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）が適用された。

水底の底質の汚染に係る環境基準（平成14年環境省告示第46号）は、平成14年9月から適用された。

② ダイオキシン類対策に係る主な法令等の状況

昭和46年5月 公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号。以下「負担法」という。）施行

平成5年11月 環境基本法（平成5年法律第91号）施行

平成11年7月 特別措置法公布

平成11年12月 同法に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準の制定（平成11年環境庁告示第68号）

平成12年1月 同法施行及び大気汚染等に係る環境基準の適用

平成14年7月 同法に基づくダイオキシン類による水底の底質の汚染に係る環境基準の制定（平成14年環境省告示第46号）

平成14年9月 水底の底質の汚染に係る環境基準の適用

(2) 馬潟工業団地周辺水路のダイオキシン類汚染に係る島根県の対応について

- ① 島根県は、特別措置法第26条第1項の規定に基づき平成12年7月及び10月に実施したダイオキシン類の環境調査において、馬潟工業団地内の水路の水質が複数地点で環境基準を超え、底質についても複数地点で高い濃度（環境基準は平成14年9月から適用）であることが確認された。

この原因と浄化対策等を検討するため、島根県と松江市は、平成13年8月に学識経験者、地元自治会代表及び行政代表で構成する「馬潟工業団地周辺ダイオキシン調査対策検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置した。

検討会議には、水路浄化対策等の課題を検討するため専門家等で構成する「対策検討部会」が設置され、専門的

な観点から検討が進められた。

その結果、平成14年12月には、検討会議から、団地内事業場が汚染原因の一つとして一定の関与をしていることが推定されること、環境基準を超える底質については、適切な対策を速やかに実施することが最も重要であること等の報告が行われた。

また、平成16年3月には、環境基準を超えた底質に含まれるダイオキシン類について団地内事業場が寄与した割合（寄与率）は88.5%と推定される等の第二次報告が行われた。

- ② 検討会議の報告を受けて、平成16年5月に、島根県と松江市は、馬潟工業団地周辺水路のダイオキシン類汚染に関し、水路の浄化対策及び環境監視等を行うため、学識経験者、地元自治会代表及び行政代表で構成する「馬潟工業団地周辺水路ダイオキシン対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置した。

対策委員会では、水路浄化対策の範囲及び具体的な工法等について、工法の安全性、水路周辺状況との整合性、施策に要するコストに係る費用対効果、施工期間などが検討された。

その結果、水路浄化対策の工法については、底泥を掘削除去し、分解・無害化処理を講じた後、埋め戻し処理する方法と原位置で固化し、封じ込めを行う方法が平成16年12月に提案された。

- ③ 島根県は、対策委員会の結論を踏まえ、対策工事等を河川改修事業を行う松江市に委託して実施することとし、「馬潟工業団地周辺水路ダイオキシン類対策事業と河川改修事業との同時施行に伴う費用負担の覚書」を平成16年12月21日に松江市と締結した。

この覚書に基づき松江市へ委託された馬潟工業団地周辺水路ダイオキシン類対策事業（以下「対策事業」という。）は、平成16年度から平成19年度にかけて、測量調査設計、対策工事及び工事に係る環境モニタリングが実施され、各年度における委託業務の具体的内容、費用負担の金額等は、毎年度締結された費用負担協定により決定された。

- ④ 平成19年度の対策工事及び工事に係る環境モニタリングの業務は、平成19年4月23日に締結された費用負担協定（同年11月26日変更）により松江市に委託された。

島根県は、委託業務の終了を受けて、同年12月28日に、平成19年度負担分として、16,928,967円を松江市に支払った。

(3) ダイオキシン類対策事業費に係る事業者負担について

- ① 島根県は、対策事業を負担法第2条第2項に定める公害防止事業として実施するに当たり、費用を負担させる事業者を定める基準等を内容とする費用負担計画を策定するため、負担法第6条第1項の規定に基づき、平成16年3月に島根県環境審議会（以下「環境審議会」という。）に諮問した。

- ② 環境審議会は、弁護士、大学助教授等で構成する費用負担計画検討部会を設置し、この検討部会の検討結果を踏まえて、平成16年12月27日に費用負担計画について、次の内容等を盛り込んだ答申を行った。

ア 原因者の不法行為の存在を前提とする民法ではなく、原因者に「関与した程度に応じ、適正かつ公平に」負担を求めている負担法に基づき、事業者から負担を求めることが妥当であること。

イ 公害防止事業の種類は、負担法第2条第2項第2号に定める事業とし、公害防止事業費の額は、対策委員会で了承された対策工法等に係る経費135,000千円以内によること。

ウ 費用を負担させる事業者の範囲は、「馬潟工業団地周辺水路にダイオキシン類を排出したものと推定される原因となる事業活動を現に行っている、又は過去に行っていた事業者」とし、環境への負荷が小さい等の事情が認められる小規模発生源の事業者及び農業者を除いた11事業者とすること。

エ 事業者の負担総額の算定は、「公害防止事業費の額×事業者寄与率×概定割合の率」によること。

オ 事業者寄与率は、現状底質の調査結果から直接的に、かつ、堆積層ごとに寄与率の推定が可能で、当該地域の汚染状況に即した推定ができ、現在の知見において適正な評価方法で信頼性が高いとされている異性体組成情報解析の手法による算定88.5%とすること。

カ 概定割合の率については、負担法で例示する減額事由等のうち、「公害防止の機能以外の機能」及び「当該公

害防止事業に係る公害の原因となる物質が蓄積された期間等の事情」に関して減額事由が認められる等の事情を総合的に勘案し、負担法第7条第2号ロの規定を適用し、3分の2とすること。

キ 事業者ごとの配分の基準については、ダイオキシン類の排出が推定される事業活動等ごとに基準を設定し、対象事業者ごとの配分は、当該事業活動等がそれらの基準に該当するものを合算したものをもって配分するという手法が、実情に応じて負担の公平を図るという負担法の趣旨に合致し妥当であること。

- ③ 島根県は、環境審議会の答申を受けて、負担法第6条第1項の規定に基づき対策事業に係る費用負担計画を策定し、同条第5項の規定によりその要旨を平成17年1月18日に公表（県報告示）した。
- (4) 対策工事完了後に馬潟工業団地周辺水路の底質等から環境基準を超えるダイオキシン類が検出されたことについて
- ① 島根県が対策工事完了後の平成19年9月に実施した水質及び底質のダイオキシン類調査の結果、平成17年度に対策工事が実施された区間（以下「平成17年度実施区間」という。）において、水質について1カ所及び底質について1カ所から環境基準を超えるダイオキシン類が検出された。
- ② 同年10月に追加調査を実施したところ、底質について、平成17年度実施区間の2カ所及び対策工事の対象外である1カ所から環境基準を超えるダイオキシン類が検出された。
- ③ このため、平成20年2月には、汚染経路を推定するため、平成17年度実施区間で環境基準を超えるダイオキシン類が検出された区間に流れ込む上流の水路や道路側溝等の堆積物等について調査が行われ、堆積物について2カ所で高濃度のダイオキシン類が検出された。
- ④ 同年5月には、2月の調査によって新たな汚染が確認された上流の水路（対策工事の対象外）の底質及び当該水路に隣接する事業場の堆積物等について調査が行われ、底質については5カ所で環境基準を超えるダイオキシン類が検出され、堆積物については2カ所で高濃度のダイオキシン類が検出された。
- ⑤ 同年8月、9月及び11月には、平成17年度実施区間で環境基準を超えるダイオキシン類が検出された区間の水路の底質及びその上流の水路（対策工事の対象外）に隣接する事業場の堆積物等について調査が行われ、底質については8カ所で環境基準を超えるダイオキシン類が検出され、堆積物については1カ所で高濃度のダイオキシン類が検出された。

上記調査結果を踏まえ、現在、対策委員会において、汚染原因の究明や対策工法について検討が行われている。

9 監査委員の判断

請求の要旨に沿って監査を実施したが、島根県が平成19年度に松江市に行ったダイオキシン類対策事業費の支出については、必要な手続に違法性、不当性がなく適正になされており、「違法又は不当な公金の支出」には当たらないと判断した。

従って、本件請求を棄却する。

なお、上記の結論に至った主要な点については、次のとおりである。

(1) 対策事業の実施について

特別措置法第3条第2項は、「地方公共団体は、当該地域の自然的社会的条件に応じたダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策を実施するものとする。」と規定している。

馬潟工業団地周辺水路の底質から環境基準を超えるダイオキシン類が検出されたため、島根県がその対策として水路の浄化対策を内容とする対策事業を実施したことは、同項の規定を踏まえた適切な判断によるものであった。

(2) 対策事業の事業者負担について

対策事業は負担法第2条第2項第2号に定める公害防止事業に該当することから、同法に基づき事業者に対策事業費の負担を求めた島根県の判断は適切なものであった。

また、費用を負担させる事業者、事業者の寄与率や概定割合を適用して算定された負担総額、対象事業者それぞれの負担金額等を定めた負担法第6条第1項の規定に基づく費用負担計画は、環境審議会の意見を聴いて、適正に策定されていた。

(3) 対策工事完了後に馬潟工業団地周辺水路の底質等から環境基準を超えるダイオキシン類が検出されたことについて

対策事業の範囲及び対策工法等は、学識経験者、地元自治会代表及び行政代表で構成される対策委員会において検討され、その結論を踏まえて適切に決定されていた。

また、対策工事完了後に工業団地周辺水路の底質等について実施された数回のダイオキシン類調査において、平成17年度実施区間及び対策工事の対象範囲外の水路の底質から環境基準を超えるダイオキシン類が検出されているが、これについては、現在、対策委員会において原因究明や対策工法について検討されているところである。

(4) 平成19年度におけるダイオキシン類対策事業費の執行について

当該事業費の支出は、財務会計に係る規定に基づき適正に執行されていた。

10 個別外部監査契約に基づく監査に付さない理由

監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求められているが、本件請求に基づく監査は、対策事業に係る県費負担が、違法又は不当な公金の支出に当たるかどうかの監査であり、判断に当たって特に監査委員に代わる外部の専門的な知識を必要とする事案には相当しないものと判断した。

11 知事に対する監査委員の要望

本件についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、環境の保全は、県民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来にわたって維持することができるように、適切に行われる必要があることから、馬潟工業団地周辺水路のダイオキシン類汚染に関し、次のとおり要望する。

- (1) 対策工事完了後に施工区間の一部や範囲外から環境基準を超えるダイオキシン類が検出されているが、これについては、汚染原因の徹底的な究明を行い、適切かつ有効な公害防止対策を実施されたい。
- (2) 環境監視を強化するとともに、立入検査等の実施により事業者に対する指導を徹底し、環境汚染の再発防止に積極的に努められたい。
- (3) 環境調査の結果や事業者への指導の状況等について説明会の開催等により周知を図り、地域住民が安心できるよう努められたい。